

論 説

ヴォルテールと共和主義

北 川 忠 明

はじめに

本稿は、18世紀啓蒙主義を代表する人物の一人ヴォルテール (Voltaire, 1694-1778) の思想における共和主義志向に焦点を絞り、それを19世紀末から20世紀初頭にかけて第三共和制期に確立するフランス「共和国モデル」の一つの出発点として位置づけ、検討するものである。

もちろん、ヴォルテールを共和主義者と規定することには問題がある。彼がカトリック教会・聖職者権力と貴族権力に対してフランス絶対王政を擁護する王党派であったことや、プロシアのフリードリッヒ2世、ロシアのエカテリーナ2世といった啓蒙専政君主との親交はあまりによく知られている。さらに、彼のブルジョワ的思考様式とブルジョワ的生活様式もまたよく知られるところである。

ヴォルテールの政治思想を啓蒙専政の立場ととらえるE. ファゲ⁽¹⁾のような伝統的理解は、P. ゲイによる「立憲絶対主義者⁽²⁾」や近年のF. カスタナによる「啓蒙絶対主義者⁽³⁾」といった規定によって修正されてい

(1) É. Faguet, *La politique comparée de Montesquieu, Rousseau et Voltaire*, 1902, Slatkine Reprints, Genève, 1970.

(2) P. Gay, *Voltaire's Politics: The Poet as Realist*, Yale University Press, 1959.

(3) F. Quastana, *Voltaire et l'absolutisme éclairé (1736-1778)*, Presses Universitaires d'Aix-Marseille, 2003.

るが、それにもかかわらず、彼の思想には共和主義への志向性があったことも、教権主義批判等を介した19世紀フランス共和主義思想への影響も、G. ランソンや先のP. ゲイたちが強調してきたところである⁽⁴⁾。問われるべきは、ヴォルテールにおける共和主義とはどのような共和主義かであり、その特質である⁽⁵⁾。

本稿では、極めて複雑で矛盾しているかのようにも見えるヴォルテールの思想の全体像を分析するのではなく、コンドルセやイデオログ、さらに第三共和制期の共和主義思想家に継承されるヴォルテールの思想の一側面を照射し、フランス「共和国モデルle modèle républicain」の特質を考察する際の出発点とすることを課題とするが、本稿の視角と問題意識をもう少し明確にしておこう。

まず、1980年代以降のフランスにおける共和主義理念や「共和国モデル」をめぐる研究の動向に関して触れておこう。

共和主義と言え、一般的には「古典古代の共和国、とりわけ古代共和政ローマの政治に憧れ、君主政とは違った政治を標榜した議論⁽⁶⁾」を指すものと定義されている。確かに、フランス革命前の18世紀には、モンテスキューにしてもルソーにしても、共和政のモデルを古代共和政ローマに見ていたようであることを考えると、この定義自体には問題はない。

しかし、共和主義が古代共和政ローマを範とするものとするれば、フラ

(4) わが国のヴォルテール政治思想研究としては、川合清隆「政治参加の文学者ヴォルテールの奇跡——君主政と共和政——」(小笠原弘親・市川慎一編著『啓蒙政治思想の展開』、成文堂、1984年)が先ず挙げられよう。

(5) カスタナは、ヴォルテールにおいて共和主義は単なる価値にすぎず、その実現への志向性はなかったとしている(*Op. cit.*, pp.69-76.)が、仮にそうであったとしても、後世のフランス共和主義への影響を考えれば、カスタナのように片付けるわけにはいかないであろう。

(6) 福田有広「共和主義」、福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』、東京大学出版会、2002年、37頁。

ンス思想史の文脈では、そのような共和主義あるいは共和主義者の定義に最も収まりやすいのは、J.-J. ルソーとジャコバン派であろう。だが、フランス共和主義はそれに尽きるわけではない⁽⁷⁾。

現代フランスにおける共和主義の再検討の嚆矢となった『フランスにおける共和国理念（1789-1924年）⁽⁸⁾』（1982年）の著者C. ニコレは、フランス共和主義理念の3源泉として、1、「近代人の自由」の基礎となる自然権・人権思想と国民主権、2、古代都市国家とくにスパルタと共和政ローマをモデルとしたルソー『社会契約論』、3、「古代モデルの絶え間ない修正」を試みる「啓蒙」の立場（コンドルセとイデオログたち）を挙げている⁽⁹⁾。つまり、フランス共和主義理念は、ルソーあるいはジャコバンの「古代モデル（スパルタと共和政ローマ）」とともに、その「絶え間ない修正」を図る要素を内包している。だから、第三共和政において確立する「共和国モデル」は、法律は一般意思の表現であり、フランスは単一不可分の共和国であるとする、ルソー＝ジャコバンのとも形容されてきた要素（これは、中間集団の排除による国家と個人との二極構造の理想視も意味する）を核とするけれども、それを修正する諸要素を含むものとしなければならない。

またP. ロザンヴァロンは、ジャコバン主義という通俗的表現を「一般性の政治文化」と置き換え、フランス近代史をこの「一般性の政治文化」に対抗する市民社会の諸力が働いて、「ジャコバン主義のリベラルな再構成」が推進されてきた歴史ととらえる。そして、第三共和政にお

(7) 本稿と視角は異なるが、中谷猛「思想としてのフランス共和主義とジャコバン主義の問題——フランスの政治文化の特徴についてのノート——」（『同志社法学』第59巻第2号、2007年）はフランス共和主義におけるジャコバン主義の問題を思想的に探求しており、興味深い。

(8) C. Nicolet, *L'idée républicaine en France (1789-1924)*, Gallimard, 1982.

(9) C. Nicolet, *Histoire, nation, république*, Editions Odile Jacob, 2000.

いて確立するフランス政治モデルを「修正されたジャコバン主義」または「改革された共和国モデル le modèle républicain réformé」とする⁽¹⁰⁾。これもまた、ジャコバン主義の「絶え間ない修正」が行われたととらえるものであろう。

このように見てくると、第三共和政の時代に確立し、「黄金時代」を迎えた「共和国モデル」とは、ロザンヴァロンにしたがい、絶対王政とジャコバン主義を継承する中央集権的な「単一不可分の共和国」または「本来の (originel) 共和国モデル」を中核としつつ、それに自由主義的な修正を加えたものとして、「修正されたジャコバン主義」または「改革された共和国モデル」とした方がよいだろう。

「改革された共和国モデル」の特質を考える場合、最近の共和主義研究では、ジャコバン派のスパルタと共和政ローマ・モデルに対して、アテナイ・モデルが重視されていることにも注意したい。例えば、「共和国モデル」を本格的に対象にした最初の本『共和国モデル』の冒頭論文で、ギリシャ史家H. V. エフエンテールは、「18世紀の革命家たちは、スパルタ、その厳格さ、断固としたパトリオティズムを愛した。19世紀の思想家とブルジョワ文化は、アテナイ・モデルを強調することを好むであろう」、「20世紀の初頭、理想化されたギリシャ都市が、共和主義者にとって真に良きモデルであった」と述べている⁽¹¹⁾。また、『共和国の批判的辞典』のなかでも、J. アンドローは、「共和国モデル」に関して、「フランスの共和主義者は、ローマ共和国の制度も、その政治的機能も、社会的ヒエラルヒーも賞賛することができなかった。彼らは革命の遺産継承を宣言しながらも、ローマの諸制度を従うべきモデルとは考えなかった。ローマには寡頭制的性格があったからだ」と言う。そして共和主義

(10) P. Rosanvallon, *Le modèle politique français*, Seuil, 2004.

(11) H. V. Effenterre, *La cité grecque, modèle de la République des Republicanains*, dans S. Berstein, O. Rudelle, *op. cit.*, p.14.

者たちが参照したのは「ギリシャ、とりわけアテナイ」であったと述べている⁽¹²⁾。

周知のように、モンテスキューは『法の精神』における共和政論において、ギリシャにおける二種類の共和国、軍事的共和国スパルタと商業的共和国アテナイを区別した。モンテスキュー自身は、共和政の原型として共和政ローマを考えていたようだし、ルソーもアテナイを批判して、共和国の原型をスパルタあるいは共和政ローマに見たけれども、商業的共和国アテナイをモデルとする系譜は確かにあるように思われる。

商業の意義に注目して、アテナイを共和国のモデルとする系譜について、ギリシャ史家P. ヴィダル=ナケは、まずJ. -F. ムロンの『商業についての政治的考察*Essai politique sur le commerce*, 1734.』に始まり、ヴォルテール、さらに、フランス革命期における、ジロンド派のコンドルセ、イデオログのヴォルネー、P. C. レヴェスク、シャトーブリアンたちを挙げる。ジャコバン派の中でもデムーランのように、アテナイを共和国のモデルとする思想家はいるが、例外的存在である。この系譜に共通するのは、軍事的征服の精神と商業の精神とを対立させ、前者を、旧体制を支えるものとして批判すると同時に、「徳*vertu*」を共和国の基礎として強調するスパルタとローマ・モデルを批判するところにある⁽¹³⁾。

このアテナイを共和国のモデルとする系譜は、19世紀半ば、第三共和政期においても受け継がれている。C. ニコレによれば、第二帝政の時代に、思想の自由の確立のために闘争した共和主義者にとって、そのシンボルはヴォルテールであったし、1878年のヴォルテール没後百年記念式典の頃、「教権主義こそ敵である」というスローガンに示されるよう

(12) J. Andreau, Rome, dans *Dictionnaire critique de la République*, sous la dir., V. Duclert et C. Prochasson, Flammarion, 2002, p.588.

(13) P. Vidal-Naquet, *La démocratie grecque vue d'ailleurs*, Flammarion, 1990.

に、第三共和政の確立に最も寄与したL. ガンベッタやJ. フェリーの「オポルチュニストの共和国」は、「ヴォルテールの」なのである⁽¹⁴⁾。S. バードは、この第三共和政期に、共和主義者の新聞『世紀』等におけるヴォルテールの思想の普及、公共の場所におけるヴォルテールの彫像の展示、ヴォルテールの著作の普及版の出版、学校におけるヴォルテールの作品の教育がいかになされていったかを詳述しているが⁽¹⁵⁾、ヴォルテールと共和主義との関係は、フランス革命期から100年後の第三共和政期に視点をずらしたときにいっそうはっきりするであろう。

以上のように、アテナイをモデルとする共和主義の潮流は、ヴォルテールに遡ることができるし、第三共和政期における共和国モデルの確立も、このアテナイ・モデルの共和主義との関係を抜きにして語ることはできないのではないだろうか。

いささか結論を先取りしたかもしれないが、本稿では、第三共和政期に確立する「改革された共和国モデル」の一源泉としてのヴォルテールとアテナイ・モデルについて考察することにしたい。

なお、周知のように、ヴォルテールには、モンテスキューやルソーの

(14) C. Nicolet, *Histoire, nation, république*, pp.65-66.

なお、É. ファゲの *La politique comparée de Montesquieu, Rousseau et Voltaire, op. cit.* は、ヴォルテール没後100年記念式典におけるV. ユゴのヴォルテール賞賛、啓蒙と革命と共和国の礼賛やオポルチュニストの共和国の成立等、一連の動向への批判であろう。彼は、「ヴォルテールは、平等主義者でも共和主義者でもない。ルソーと同様に絶対主義者である」(*Ibid.*, p.22.)、「ルソーは、人民の専政に賛成し、ヴォルテールは国王の専政に賛成である」(*Ibid.*, p.75.)、「モンテスキューはリベロの首領である。ルソーは民主主義者と社会主義者の首領である。—ヴォルテールは平和的シーザーリズムの首領であり、ナポレオンを賞賛したのである」(*Ibid.*, p.280.) と、ヴォルテールへの批判的評価を述べている。

(15) S. Bird, *Reinventing Voltaire: the politics of commemoration in nineteenth-century France*, Oxford, 2000.

ように体系的に展開された政治論はない。比較的まとまったものとしては、わずかに、『統治についての断想』（1752年、以下『断想』と略記）と『共和主義的理念——団体成員による』（1765年、以下「共和主義理念」と略記）があるくらいである。前者は、ヴォルテールがルイ15世のもとを去り、フリードリッヒ2世の宮廷に仕えていた時期のものであって、啓蒙専政主義者あるいは王党派royalisteヴォルテールの政治思想が表明されているとの評価が通常なされている。後者は、啓蒙専政から距離を置き、ジュネーブ共和国滞在を経て近郊のフェルネイに定住した時代の共和主義思想を表明したものと位置づけられている。本稿でも、この二つのテキストを中心に考察することになるが、第1章では、まず、『断想』を、第2章では、ヴォルテールのモンテスキュー批判を、特に君主政論と共和政論を中心に見て、第3章で、『共和主義的理念』を扱う⁽¹⁶⁾。

第1章 ヴォルテールにおける君主政と共和政

本章では、先ず『断想』に至るヴォルテールの思想を必要なかぎりで見、次いで、『断想』を見ることにしたい。

1. イングランドとアテナイ

悲劇『オイディプス』と叙事詩『アンリアッド』によって名声を博したヴォルテールは、1726年決闘事件をきっかけに、バスチーユに収監され、出獄後、イングランドに渡り2年間滞在することになるのであるが、1726年10月26日の友人のチリエ宛の手紙には、次のような文章がある。内容は、ロンドンでの不遇を託ち、出版計画をもっているが、金銭的理

(16) 本稿で使用するヴォルテールの全集は、*Œuvres complètes de Voltaire*, éditées par Louis Moland, Paris, Garnier, 1877-1888, 52vols.を使用する（以下O. C.と略記する）。

由により、フランスの宮廷に寄附を頼もうかと考えていたけれども、そうしたくないと語っているものである。

「チリオ君、私は宮廷にはうんざりだ。全てが王のものである、または王に属するということは、私の共和主義哲学を怖じけさせる。私は、自由の地において、隷属のわずか一口も口にしたくありません。⁽¹⁷⁾」

カスタナのように、この手紙の文言は文字通りに受け取るべきではないという見解もあるが⁽¹⁸⁾、ヴォルテールには、隷属を拒否し、自由=自律を希求するという意味での共和主義への志向性がもともとあったことは否定できないように思われる。手紙では、「自由の地」イングランド国民を「自由と学識とウィットを好む国民」、「哲学者たちの国民」と評しているが、「共和国においては、寛容は自由の果実であり、幸福と富の源泉である⁽¹⁹⁾」とするヴォルテールにおいては、イングランドの混合政体は、「王のもとでの共和国*république sous un roi*⁽²⁰⁾」にとらえられる。とはいえ、ヴォルテールにおける共和主義思想が具体的に展開されているわけではもちろんない。ベスターマン編纂の『ヴォルテールのノート・ブック』におさめられている「断片」の中では、「最良の政府は共

(17) Voltaire to Nicolas Claude Thieriot, 26 october 1726, in *Correspondance and related documents*, ed. by Theodore Besterman, Voltaire Foundation, 1972, p.309.

(18) F. Quastana, *op. cit.*, p.75.

(19) *Voltaire's notebooks*, ed. by Theodore Besterman, Institut et musée Voltaire, 1952, p.126.

(20) *Dictionaire Philosophique, O. C.*, t.20, p.185.なお、ヴォルテールは、君主なき共和国として、ヴェニス、オランダ、スイス、ジェーンGênes、ルッカ、ラゲーザ、ジュネーヴ、サン・マランを挙げており、王のもとでの共和国としてポーランド、スウェーデン、イギリスを挙げている。

和政的でも、君主政的でもない。それは、最も良く行政が行われているものである⁽²¹⁾」と述べられていて、ヴォルテールの自由主義からすれば、共和政か君主政かという政府形態はそれほど問題ではなく、自由が最も良く保障されることだということであろう。

さて、イングランドから帰国後、ヴォルテールは1734年に『哲学書簡』を刊行（イングランドでの刊行は1733年）する。イングランドにおける宗教的寛容、政治、哲学思想を紹介しつつ、カトリック的フランスにおける不寛容を批判したこの本は焚書処分にあうのであるが、イングランドの国制論には、以後のヴォルテールの政治思想の核を見ることができる。

第8信「議会について」は、次のような書き出しで始まっている。

「イングランドの国会議員たちは、自分たちを可能なかぎり古代ローマ人と同じであるかのように考えてみるのが好きである⁽²²⁾」。

しかし、ヴォルテールによれば、「イングランド国民の尊厳とローマ帝国民の尊厳とのあいだには共通点は何もなく、両国の統治の共通点となるとはおさらのことである⁽²³⁾」。もちろん、ここで比較されているのは、イングランドと世界帝国化したローマであるが、ヴォルテールは、ローマとイングランドとの本質的差異は、（共和政）ローマの内乱が圧制を生み出したのに対して、イングランドでの紛争は「自由」を生み出したという点にあると言う。それとともに、ローマは帝国支配を確立したけれども、イングランド政治の「目的は他国を征服するというはなば

(21) *Voltaire's notebooks, op. cit.*, p.465.

(22) *Lettres philosophiques O. C.*, t.22, p.102.中川信、高橋安光訳、『哲学書簡・哲学辞典』、中央公論社、2005年、54頁。

(23) *Ibid.*, p.102.同書55頁。

なしい気違い沙汰とは全く無関係で、隣国がそのような行為に出るのを阻むことにある。この国民は自分たちの自由を望んでやまないばかりか、他国民の自由もまた願っているのである⁽²⁴⁾」と言う。

第9信「政府について」では、イングランドでは、国王、貴族、庶民の紛争の帰結として国王・貴族・庶民の協同が確立され、そのもとで自由が生まれたことが歴史的に描かれる。ヴォルテールによれば、貴族、司教、教皇たち「追剥連中の権威が、フランスでは国王の正統的権力によって消滅し、イングランドでは国王と国民との正統的権力によって消滅したのは、人類にとってほんとうによろこばしいこと⁽²⁵⁾」である。イングランドでは、国王と大貴族たちという暴君同士の抗争から自由が生まれたと述べ、この抗争の過程において、下院が力を持つようになり、これに対して、国王が新貴族を創り出し、貴族階級の維持に努め、平民階級に対抗させるという意図により、三つの権力が均衡していると言う。しかし、この新貴族は土地を領有することはなく、その権力基盤は弱い。だから、「ある人間が、貴族である、あるいは聖職者であるからといって、種々の税金が免除されるようなことも、この国ではありえない。税金はすべて下院で決定されており、下院はその地位では第二位だが、その影響力では第一位なのである⁽²⁶⁾」。こうして、農民も自由な生活を営むことができるのが、イングランドだとされる。

そして、第10信「商業について」では、「イングランドにおいて市民を豊かにした商業は、同時に彼らを自由にするのにも貢献したが、この自由が今度は商業を発展させたのである。こうして国家の隆盛が築かれた⁽²⁷⁾」と述べ、商業の発展がイングランドの海軍力を支えたが故に、

(24) *Ibid.*, p.103.同書56頁。

(25) *Ibid.*, p.107.同書65頁。

(26) *Ibid.*, p.109.同書68頁。

(27) *Ibid.*, p. p.109-110.同書71頁。

「こうしたさまざまな事柄によって、イングランド商人は当然自分に誇りを持つようになり、それが彼らに自分たちをローマ市民になぞらえるよう作用するに至ったのも、まったくの見当はずれとは言えない⁽²⁸⁾」と言う。そして、それ故に、上院議員である貴族の弟も商業を蔑むことなく、商人となることに満足していると述べ、商業を馬鹿にし、公爵になりたがるフランス人と対比している。

ヴォルテールがとらえたイングランドは、国王と貴族との抗争の中から、庶民が力をつけ、国王・貴族・平民の協同のもとで自由が確立された国家であり、貴族の家系の者ですら商業を蔑視せず、商業に従事する商業国家である。

周知のように、ポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』では、17、18世紀イングランドにおける共和政ローマを理想とする共和主義の思想系譜が辿られている⁽²⁹⁾。したがって、ヴォルテールが描くように、当時のイングランドにおいて、イングランドをローマになぞらえることが行われていたことは不思議ではない。しかし、ヴォルテールは、イングランドを帝国ローマになぞらえるようなことはしない。ヴォルテールから見れば、イングランドあるいはロンドンにはアテナイに匹敵する、自由と学芸の地である。

1730年、親交のあった女優ルクヴルールLecouvereurが死去した際に、ヴォルテールが捧げた詩には、次のような一節がある。

「おお、私は、我が弱々しい国民が、意志において不確実で、
それが賞賛するものを枯れさせるのを常に見るだろう。

(28) *Ibid.*, p.111.同書72頁。

(29) J. G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, Princeton University Press, 1975.田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』、名古屋大学出版会、2008年。

我が習俗は我が法律と常に齟齬する。

フランス人は、迷信の帝国の元で眠りこけるのか。

なんと、人間が果敢に思考するのは、イングランドにおいてでしかないのか？

おお、アテナイの競争者、幸運の地、ロンドン！

暴君が君を放逐するのに長けていたように、汚らわしい偏見は、君を戦争に駆りたてる。

そこではすべてを述べる術が知られ、すべてが報われる。

どんな技芸も軽蔑されないし、すべての成功は栄光を持つ⁽³⁰⁾。」

ところで、『哲学書簡』と同年、J.-F. ムロンの『商業についての政治的考察』が出版されているが、P. ヴィダル＝ナケによれば、後に奢侈論争を生むことになるこの本では、アテナイ対スパルタ、カルタゴ対ローマという形で商業の精神と征服の精神との対立図式が用いられ、商業の精神の優越が語られている⁽³¹⁾。ヴォルテールもまたこの対立図式で見ているのであるが、当時のフランスの文脈では、アテナイのような「学芸の共和国」を実現するためには、自由が不可欠であり、そのためには、カトリック教会の精神支配と貴族権力の縮小を図る必要があるが、これは啓蒙君主に託すしかなかったということであろう。

『哲学書簡』の後、ヴォルテールは難を避けるため、愛人シャトレー婦人とともにシレーに逃れるが、その後、パリに戻ることを赦され、ヴェルサイユの宮廷に出仕し、1746年にはアカデミー・フランセーズ会員に選ばれる。この1740年代はヴォルテールの最も王党派的な時代であるが、1739年から執筆が開始され、1751年に出版される『ルイ14世の世紀』で

(30) La mort de Mlle Lecouvreur, *O. C.*, t.9. p.369.

(31) P. Vidal-Naquet, *op. cit.*, p.169.

は、ペリクレスのギリシャ、アウグストゥスのローマ、メディチ時代のフィレンツェ、ルイ14世の時代が、真に輝かしい時代とされる。そして、リシュリュー枢機卿のもとで、パリがアテナイと「開化を競うようになった」と述べ、また、次のように言う。

「ルイ十四世の世紀は、アウグストゥスの時代と比較されてきた。もっとも、権力や事跡について見れば、それは比較にならぬ。ローマとアウグストゥスは、地上で重きをなしたという点で、ルイ十四世やパリの十倍にもあたる。しかし、軍備をはじめ、およそ力の物をいう世界以外では、アテナイが、あらゆる点で、ローマ帝国と肩を並べたのを、思い起こす必要がある。また、今では、世界中探しても、昔のローマやアウグストゥスのようなものは、全く存在せず、そのかわり、ヨーロッパ全体を合わせると、全ローマ帝国より遥かに勝るのを、考慮しなければならぬ。アウグストゥスの時代には、国は一つしかなかったが、今では、その数が殖え、それがまた、文化は進み、兵力を備え、知的水準も高く、ギリシャ人やローマ人の知らなかった技術を、持っているのである。そして、こういう国々のうち、一つとして、ここ一世紀来、いわば、ルイ十四世の作り上げた国ほど、あらゆる分野で、輝かしい光芒を放ったものはない。³²⁾」

さらに、プロシアのフリードリッヒ2世との交流は、これ以前、1736年に始まるのであるが、1740年12月15日の手紙では、啓蒙専政のイデオログとしてのヴォルテールは、「偉大なる王様、私は、快樂と精神にとって、ベルリンがアテナイになるであろうと予言しました。予言は確

³²⁾ *Le Siècle de Louis XIV*, O. C., t.14. p.518. 『ルイ十四世の世紀』丸山熊雄訳、岩波文庫、(三)、33-34頁。

かでした⁽³³⁾」と書いているし、1743年12月22日付けのプロシヤのウルリックUlrique王妃への手紙では、「マダム、私が、ベルリンはアテナイになると言ったのは正しかったのです⁽³⁴⁾」と書いている。

ところで、ルイ15世の宮廷に仕えていた1749年、財務総監マジョー・ダルヌーユが王国財政立て直しのために20分の1税の創設を企て、ヴォルテールはそれに対して支持表明をした。しかし、この税が貴族・僧侶にも課税されるものであったが故に、教会の反対にあって、ルイ15世はこれを最終的に断念する。ヴォルテールは、三つの匿名パンフレットによって教会に反撃したが、筆禍を恐れて、フリドリッヒ2世のもとに赴く。1750年8月1日のティブヴィル候爵宛の手紙では、次のように書いている。「20年前に、ベルリンが、芸術、壮麗、趣味の避難所になると誰が言ったでしょう。悲しいスパルタを輝かしいアテナイに変えるには、ただ一人の人が必要です⁽³⁵⁾」。

スパルタ状態のプロシヤをアテナイに変貌させるには、啓蒙専政君主の手によるほかないというのが、ヴォルテールの立場である。

先の『ルイ14世の世紀』は1751年にベルリンで出版されたものであるが、フリードリッヒ2世とヴォルテールの蜜月も長くは続かない。1752年9月5日付けのダランベールへの手紙では、「王はスパルタをととても美しくしましたが、アテナイを自分の小部屋にだけ移したのです⁽³⁶⁾」と書いている。そして、ベルリン・アカデミー議長のモーペルチュイを風刺した『アカキア博士の毒舌』が、1752年末、フリードリッヒ2世に焚

(33) A FRÉDÉRIC II, ROI DE PRUSSE, 15 décembre 1740, *O. C.*, t., 35, p.555.

(34) A MADAME LA PRINCESSE ULRIQUE DE PRUSSE, 22 décembre 1743, *O. C.*, t., 36, p.272.

(35) A M. LE MARQUIS DE THIBOUVILLE, le 1 août 1750, *O. C.*, t.37, p.448.

(36) A M. D'ALAMBERT, le 5 septembre, 1752, *O. C.*, t., 37, p.481.高橋安光編訳『ヴォルテール書簡集』、法政大学出版局、2008年、475頁。

書に処せられた後、1753年3月、ヴォルテールはベルリンを去る。

2. 『統治についての断想』

『断想』は、全部で34項目から成る小論であるが、20分の1税の創設を擁護し、教会を批判した『賢者と人民の声⁽³⁷⁾』(1750年)と内容的に重複するから、王党派の色彩は当然強いものである。ただし、いま見たように、もともと、ヴォルテールには「共和主義哲学」が潜在していたし、アテナイをモデルとするリベラリストであったことも念頭において、見ておこう。

さて、ヴォルテールによれば、「自由は法律にのみ依存することにある。この土台の上で、今日では、各人は、スウェーデン、イギリス、オランダ、スイス、ジュネーブ、ハンブルグでは自由である。……しかし、最大多数の人間が奴隷となっている地方や広大なキリスト教国が存在する⁽³⁸⁾」。そして、これらの自由でない国では、「巧妙なある君主が、一等の馬や多数の馬の所有者、つまり貴族は、農民を殺す権利を持っているということが、まったくかれの利益にならないのだということを土地の耕作者に理解させる時がくるであろう。……それから、下院が統治に参加することになる⁽³⁹⁾」と言う。

そのうえで、「すべての人間は平等に生まれている。」と主張しつつ、「この平等は服従の消滅と同じではない。われわれはすべて平等に人間である。しかし、社会の平等な成員ではない。すべて自然権はスルタンにも臣民にも同様にある。双方とも、等しい権力で、従者とその家族、その財産を扱わなければならない。したがって人間は本質的に平等であ

(37) *La voix du sage et du peuple*, O. C., t.23.

(38) *Pensée sur le gouvernement*, O. C., t.23, p.526.

(39) *Ibid.*.

る。舞台の上で異なった役割を演ずるとしても⁽⁴⁰⁾」と言う。

ヴォルテールにおいては、まず、自由の確立が必要であり、これは、巧妙な君主による貴族権力の解体と、次いで下院の統治への参加によってなされるであろうというのである。そのうえで、平等の確立がめざされるわけである。

巧妙な君主による貴族権力の弱化、民衆の啓蒙、下院の権力強化と平等の確立という展開を描いているのであるが、王党派的立場であることに間違いはないとしても、先に見た『哲学書簡』におけるイングランド国制をモデルにした進化を描いていると考えてもよいであろう。

こうして、「最良の政府は、すべての条件が平等に法律によって保護されている政府であるように思われる⁽⁴¹⁾」と述べるのであるが、彼は共和政をここでは選択しない。

ヴォルテールは、「共和主義者は常に臣民よりも祖国を愛する。それは、人は主人よりも自分の財産を愛するからである⁽⁴²⁾」と述べ、「祖国愛とは何だろうか。社会の善が最大の徳となるような自尊心amour propreと偏見の複合である。公共publicというこの曖昧な言葉が深い印象を与えることが大事である⁽⁴³⁾」と言う。

共和主義と祖国愛とを結びつけた当たり前のことを言っているように見えるが、ここで言っているのは、共和主義者が祖国を愛するのは、自分の財産を愛するからであり、自尊心に基づいているということであろう。つまり、自尊心を超える、または対立する祖国愛によって共和政が維持されるわけではないし、共和国の基礎には自尊心があるということである。この点は、モンテスキュー批判にかかわるが、モンテスキュー

(40) *Ibid.*, p.527.

(41) *Ibid.*.

(42) *Ibid.*.

(43) *Ibid.*.

批判については次章で総括的に扱うので、ここでは簡潔に見ておこう。今の点は、モンテスキューが、君主政の原理を「名誉」に、共和政の原理を「徳」においたことへの批判と重なる。モンテスキューは、『法の精神』第3編「第7章 君主政の原理について」において、次のように述べている。

「君主政は、われわれがすでに述べたように、優越、序列、さらに出自による貴族身分すらをも前提にしている。名誉 (l'honneur) の本性は優先と特別待遇とを要求するにあり、したがって、事柄自身により、名誉はこの政体の中に位置を占める。

野心 (l'ambition) は共和国においては有害である。それは君主政において良い効果をもち、この政体に生命を与える。そして、ここでは野心はたえず抑制されうるから危険ではないという利点がある⁽⁴⁴⁾。」

「名誉」や「野心」は「徳」を原理とする共和国には有害であるというのがモンテスキューであるが、ヴォルテールはこれを批判する。

ヴォルテールによれば、「名誉」は尊敬されたいという感情であるが、「ローマ共和国の時代から胸像や戴冠等によって尊敬されたいという願望は、ローマ人を世界の大部分の征服者にした。……共和国が存在しなくなるや、この種の名誉も存在しなくなった⁽⁴⁵⁾」。名誉感情は共和国にも存在するし、それに駆り立てられて共和政ローマは世界征服に乗り出したと言うのである。さらに、ヴォルテールは言う。

「共和国は徳に基づくのではない。他者の野心を抑制しようとする

(44) Montesquieu, *l'Esprit des lois*, 1748, *Œuvres complètes, Bibliothèque de la pléiade. Montesquieu* 1, p.257.野田良之他訳『法の精神』、岩波文庫、上、1989年、80頁。

(45) *Pensée sur le gouvernement, op. cit.*, p.531.

野心に基づく。…そこから、平等を最大限保存する法律が形成される。それは、等しい食欲の会食者が、同じテーブルで食事をしている社会であって、ある日どん欲で頑健な一人の男がやってきて、全てを独り占めし、かれらにパン屑を残してやるのだ⁽⁴⁶⁾。」

ヴォルテールによれば、共和政は「徳」に基づくのではない。野心の相互の抑制によって平等を維持する法律が生まれるのだが、それは永続しないと云う。

後年のことになるが、『哲学辞典』(1764年)における「祖国」の項目においても、次のように述べている。

「さて、あなたの祖国が君主政国家か、共和政国家か、どちらが良いだろうか。4000年も前からこの問題は討議されている。……実際のところ、本当の理由は、人間が自己を統治するのに相応しいことはめったにないということである⁽⁴⁷⁾。」

さらに、大国には共和政は不適切である。

「小機械は大機械ではうまく動かない。摩擦がそれを狂わせるからである。国家についても同様である。中国はルッカ共和国のように統治できない⁽⁴⁸⁾。」

「徳」に基づかない共和国がどのようにして永続可能なのかという問題に対する答をヴォルテールは見出せないでいる。だから、次のように

(46) *Ibid.*

(47) *Dictionnaire Philosophique, O. C.*, t.20, p.185.『哲学辞典』、高橋安光訳、法政大学出版社、1988年、325頁。

(48) *Pensée sur le gouvernement, op., cit.*, p.532.

君主政擁護論を展開する。

「城主や都市住民が絶対権力を告発するとき、また押しつぶされた農民が不平を言うとき、彼らを信じてはいけない。悪を感じていない人が不平を言うことはない。市民や郷紳は、内乱においてでなければ、主権者個人を憎悪することはめったにない。憎悪されているのは、4番目、5番目の人物の手中の絶対権力である。代官の代理人や秘書の待合室が不平を引き起こすのである。宮廷の中で恥知らずの下僕の手ひどいあしらいを受けたから、荒涼とした農村でうめき声が聞こえるのである⁽⁴⁹⁾。」

そして、フランス人は栄光を好む性向と従属性を共にもつというイングランド人の見方に対して、「ほぼ800年も統治している王家を愛することは極めて自然である。イングランド人も含めて多くの外国人がフランスに定住するのは、そこで幸福に生きるためである⁽⁵⁰⁾」し、「私人の財産がフランス以上に保障されている国は世界のどこにもない⁽⁵¹⁾」と言う。

ヴォルテールにとってフランスは君主政が相応しい国なのである。しかし、君主が暴君にならないという保障はない。ヴォルテールによれば、ルイ11世は4,000人を死刑にしたし、ルイ13世の時代には「徒党faction」が存在しない日はなく、それゆえ、彼は残忍であった。これに対して、絶対的であったルイ14世時代において、つまり、君主政が確立したが故に、そうしたことはなくなったと言うのである。

君主政と専制despotismeをめぐるこの論点もモンテスキュー批判に関わる。ヴォルテールはモンテスキューが「専制を政府の自然の形の中

(49) *Ibid.*, p.527-528.

(50) *Ibid.*, p.528.

(51) *Ibid.*, p.529.

に数えている」、つまり君主政と専制とを区別して、専制を一つの政体としていることを批判する。

「本来的に専制的な国家は存在しない。……大主君も、法律を遵守することをコーランに誓う。彼は、神の命令なしに誰も死なすことはできない⁽⁵²⁾。」

こうして、ヴォルテールは、「専制は君主政の誤謬であり、無政府は共和政の誤謬である。裁判の形式なしにまた裁判なしに、市民を投獄し、滅ぼす君主は、《陛下》と呼ばれる盗賊である⁽⁵³⁾」と言う。

つまり、専制は、「政府の自然の形」としてアジアに限定されるわけではない。ヨーロッパにおいても君主政は専制になる可能性があるというのである。

この批判は、モンテスキューにおける決定論的思考の批判に結び付く。

周知のように、モンテスキューにおいては、寒暑、地味、人口、国土の大小等の風土が、習俗を規定し、この習俗が、政体を維持する要因＝原理（共和政における「徳」、君主政における「名誉」、専制における「恐怖」）と考えられる。ヴォルテールのモンテスキュー批判は、共和政、君主政、専制の3政体が「原理」＝習俗を媒介にして、風土と因果的に結びつけられる決定論を孕むという点にあると思われる。

「統治についての断想」の末尾は風土論批判に充てられているが、1757年刊行の『諸国民の習俗と精神』には、次のようなモンテスキュー批判がある。

『法の精神』の著者は、アジアには共和国は存在しないと言ってい

(52) *Ibid.*, p.530

(53) *Ibid.*,

る。ところが、タルタルの100の部族や、アラブの小部族は、放浪する共和国を形成している。かつては、ティールやシドンのように、ギリシャの共和国以上に栄え、優れた共和国が存在した。それらの滅亡以来、同じようなものはもう見られない。大帝国が皆併呑した。同じ著者は、その理由をアジアの大平原に見いだしたと信じている。彼は、自由は山岳地帯に避難所を見いだすと主張する。しかし、ヨーロッパにもアジアにも、山岳国家は同じようにある。共和国であるポーランドは平原国家である。ヴェネチアとオランダは山岳に覆われていない。確かに、スイスは、アルプスの一部においては自由である。しかし、彼らの隣国は、他の部分で、常に従属している。政府の物理的原因を探求するのはデリケートな問題である。しかし、原因のないものの理由を求めるとは慎まなければならない⁵⁴⁾。」

理性の進歩という啓蒙の立場に立てば、風土決定論のような厳格な決定論は排除されることになるだろう。そうであれば、共和政、君主政、専制は風土との関係を切断され、さらに、モンテスキューが言う「原理」との関係も問われることになるというのが、ヴォルテールの言わんとするところである。

そこから導かれるのは、共和政か君主政かは、歴史的状況に応じて選択されるものであるということであろう。『断想』冒頭の記述からしても、また、ポモーが「彼はただイングランド的方向への進化を望ましいものと考えた。彼にとって、王政か共和政かどちらがよいかは純粋な思弁の問題である⁵⁵⁾」と述べているように、ヴォルテールは「王のもとで

(54) *Essai sur les mœurs et l'esprit des nations*, O. C., t.13, p.,179.

(55) R. Pomeau, *Politique de Voltaire*, Armand Colin, 1963, p.40.

の共和国」 イングランド型の進化をモデルにしているようであるが⁵⁶⁾、フランスに相応しいのは君主政だと考えるのである。

以上、『統治についての断想』を見たが、これはあくまでもヴォルテールの政治思想の一段階であって、過渡的なものである。ヴォルテールが政治思想を展開するにあたって、常に批判対象として参照されているモンテスキュー『法の精神』に対する批判も断片的である。そこで、『共和主義理念』を見る前に、モンテスキュー政体論批判を総括的に見ておきたい。

第2章 ヴォルテールのモンテスキュー批判：「徳」に基づかない共和国

ここで取り上げるのは、『哲学辞典』(1764年)、『A・B・C』(1768年)、『モンテスキュー評注』(1777年)で行われているモンテスキュー論である。ただし、モンテスキュー批判の論旨には一貫性があるものの、書かれた時期とその背景は異なっているので、予め、この時期のヴォルテールの足取りに必要なかぎりで言及しておこう。

ヴォルテールは、ベルリンを去った後、1754年から1755年にかけてジュネーブを訪れ、3月には館を購入するが、その後、1758年ジュネーブの近くのフェルネーに土地を購入し、1778年にパリに戻るまで定住する。フェルネーでは、地主として農業改良事業に投資し、労働人口の過剰を解決するための商工業の振興のためにも尽くす。R. ポモーによれば、ヴォルテールは、かつての王権の集権化に好意的で、封建制の無政府性に敵対的な立場を修正し、農村の郷紳を評価するようになる。さらに、農奴解放を訴えるところまで進む⁵⁷⁾。

(56) この点で、イングランド・モデルは特殊例外的なものと考えていたとするカスタナの見解 (*Op., cit.*, p.93.) には賛成できない。

(57) R. Pomeau, *op., cit.*, p.p.17-21.

上記のモンテスキュー論は、このフェルネー時代に書かれたものであるが、ヴォルテールの思想の発展に影響したこの時期の事件では、まず、カラス事件とジュネーブ事件が最も重要である。

カラス事件は、1761年にトゥルーズで起こったプロテスタント迫害事件である。この事件は、トゥルーズのプロテスタント、ジャン・カラスの長男マルク・アントワーヌ・カラスが、10月13日朝、自宅倉庫で縊死していたのが発見され、カトリックに改宗しようとした長男をジャン・カラスが殺害したとの嫌疑がかけられ、トゥルーズ高等法院がジャン・カラスの死刑判決を下したことに端を発する。カラスは、無実を訴えながら刑死するのであるが、1762年3月に事件を伝えられたヴォルテールは、カラス無罪を訴え、この事件の背景にプロテスタンティズムに対する宗教的不寛容があると考え、『寛容論』(1763年11月刊)を書く。事件は、最終的には、国王顧問会議において、トゥルーズ高等法院判決の破棄とカラス復権の承認で落ち着いた。

ジュネーブ事件⁵⁸⁾は、1762年、ルソーの『エミール』と『社会契約論』をジュネーブ市参事会が焚書に処し、ルソーに逮捕状を発したことに對して、市民有志が1763年6月請願権を行使し、市当局に抗議の意見書を提出したことにより、内紛に拡大した事件である。当時のジュネーブ共和国では、市政は、市長のほか25人の参事会と200人議会によって担われていた。25,000人の住民のうち1,500人程度の「シトワイヤン」と「ブルジョワ」は、市民総会及び200人議会の成員資格をもつが、市参事会は、「シトワイヤン」中の都市貴族層によって占められていた。ヴォルテールは、ジュネーブ在住当初は、参事会の多数を占める都市貴族と

(58) 当時のジュネーブの政治・社会状況については、川合清隆『ルソーとジュネーブ共和国』、名古屋大学出版会、2007年、の第一章「ジュネーブ共和国の歴史と国制」を参照。

の交友関係を持っていたが、当時のジュネーヴ共和国では奢侈が禁止され、劇場も認められていなかったため、またその後、自身も、上演禁止命令を受けたこともあり、出版等の自由擁護のための闘争を強める。そして、内紛に関しては、「ブルジョワ」の立場に立って、市参事会との和解を進める活動を行う。ヴォルテールの活動は功を奏さなかったが、結局、1768年に市参事会と「ブルジョワ」の和解が成立し、「ブルジョワ」は貴族層の譲歩により市参事会成員の選挙権を獲得することになった。『哲学辞典』及び次章で扱う『共和主義理念』はこの時期のものである。

さらに、この過程で、ジュネーブに居住する圧倒的多数の労働者である「ナティブ（出生民）」が、政治的権利の獲得を目的とした闘争を行う。ヴォルテールは、1766年の春には「ナティブ」の運動家と接触し、この運動を支援するようになる。闘争は特に1770年代以後激しくなるが、ヴォルテールは、この闘争を支援し続ける。この「ナティブ」の運動の支援を通じて、ヴォルテールは、民主主義に対する肯定的評価に転じることになる。『A・B・C』はこの時期に書かれたものである。

さらに、1770年には、ダランベールを介してコンドルセとの親交が始まるが、この時期には、フランスにおける様々な改革を支援する発言を行っている。

第1は、モポー-Maupeauが1760年代末から70年代初頭に行おうとした高等法院改革である。それは、官職売買の禁止と高等法院の権限の限定を図ろうとするが、1774年のルイ15世の死去と反対派の反撃により、モポーは解任される。

第2に、ルイ16世の即位とともに、チュルゴが財務長官に任命され、流通改革、税制改革、賦役の廃止等による自由主義的経済改革を推進するが、これも結局挫折し、チュルゴは1776年に更迭される。

これらの改革の支援をヴォルテールは、フェルネーから、コンドルセ

とともに行うのであるが、『評注』はこの時期のものである。

もちろん、1762年からはエカテリーナ2世との交流も始まっており、話はそれほど単純ではないのであるが、ひとまず以上の事実を念頭において、ヴォルテールのモンテスキュー論を見ていくことにする⁽⁵⁹⁾。先に見たように、『断想』のなかで、王党派的立場から、ヴォルテールは、モンテスキューの政体論を批判するが、それは、共和政、君主政、専政の3政体区分と、それぞれの政体の「原理」は整合していないと述べるにとどまっていた、批判の論旨が十分に展開されていなかった。しかし、『哲学辞典』(1764年)、『A・B・C⁽⁶⁰⁾』(1768年)、『モンテスキュー評注』(1777年)では、比較的まとまった議論が展開されている。以下、これらを中心に、ヴォルテールのモンテスキュー批判を見て行くことにするが、この批判の妥当性の検討については本稿の課題をこえるので、立ち入ることはしない。

1. 君主政と専制及びイングランド国制

ヴォルテールのモンテスキュー論では、「至る所で、彼は専制と闘っている⁽⁶¹⁾」(『A・B・C』)、「彼の栄光は『法の精神』であった。グロチウスとプーフェンドルフの著作は剽窃でしかなかった。モンテスキュー

(59) ヴォルテールのモンテスキュー批判については、すでに木崎喜代治「ヴォルテールのモンテスキュー批判」(『思想』、1978年6月)がある。なお、わが国のモンテスキュー研究書として、押村高『モンテスキューの政治理論』、早稲田大学出版部、1996年、川出良枝『貴族の徳、商業の精神』、東京大学出版会、1996年、を参照。

(60) ナティフの運動への支援を通じて、ヴォルテールにおけるデモクラシー評価は高くなり、特に『A・B・C』では、それが顕著である。ここでは、Aはイギリス人でイギリス国制の支持者、Bはデモクラット、Cはオランダ人で貴族政支持者という役割で、ヴォルテールはBの立場に近いと考えられる。

(61) *L'A, B, C. O.C., t.27, p.314.*

の著作は、政治家、哲学者、才人、市民のそれである。このような本の当然の判断者は、ほとんど皆、……それを理性と自由の法典と見なしている⁽⁶²⁾」(『評注』)と述べている。

それにもかかわらず、ヴォルテールは、モンテスキューを貴族的特権擁護の立場と見て批判する。

周知のように、モンテスキューは、『法の精神』第1部第2編「政体の本性に直接由来する法律について」の「第4章 君主政体の本性との関係における法律について」において、君主政体の本性は、君公が最高権力を持つが、制定された法律に従ってそれを行使することであり、「中間的、従属的そして依存的な諸権力が君主政体、すなわち、基本的諸法律によって一人が支配する政体の本性を構成する⁽⁶³⁾」として、「最も自然な従属的・中間権力は、貴族の権力である。貴族はどのような様態においてであれ君主政の本質の中に含まれるのであり、その基本的格率は次のごとくである。君主なくして貴族なく、貴族なくして君主なし⁽⁶⁴⁾」と言う。

これに対して、専制政体の本性は、ただ一人がその意思と気紛れによって統治することであり、「専制的権力の本性から出てくる結果は、その権力を行使する一人の人間は同じく一人によってそれを行使させるということ⁽⁶⁵⁾」であり、その原理は「恐怖」である。

第1に、ヴォルテールは、モンテスキューが君主政と専制の区別を仕損なっていると批判する。モンテスキューにおいては、風土論を媒介にして、専制はアジアに、君主政はヨーロッパに適合的なものとされる。

モンテスキューは、「このような国家(専制国家—引用者)では、執

(62) *Commentaire sur l'Esprit des lois*, O. C., t.30, p.406.

(63) Montesquieu, *op. cit.*, p.247.前掲訳書、上、64頁。

(64) *Ibid.*. 同書64-65頁。

(65) *Ibid.*, p.249.同書68頁。

権の設置が基本的な法律である」と言うが、これに対して、ヴォルテールは「コンスタンティヌスは専制君主以上であったが、大執権は持たなかった。ルイ14世はやや専制的であったが、首相を置かなかった。教皇はかなり専制的であるが、執権を持つことはめったにない。著者が専制的帝国と見なす中国にはそのようなものはない⁽⁶⁶⁾」と批判する。

『A・B・C』では、モンテスキューは、専制政体を「ただ一人が、法律も規則もなく、万事を彼の意思と気紛れとによって引きずって行く」と述べるが、「そのような政府が存在するということは間違っている。イスラムの君主はコーランに誓いを立てる⁽⁶⁷⁾」、「中国も、恣意的な唯一の意思によってではなく、法によって統治されている⁽⁶⁸⁾」、「ローマの司教の方が、中国の皇帝よりも専制的である。彼は無謬だからである。しかし、この司教もまだ法律には服従する⁽⁶⁹⁾」と述べる。

こうして、ヴォルテールは、君主政と専制の区別をヨーロッパとアジアの区別に結びつける風土決定論を批判して、「専制は君主政の濫用である」と言う。

もちろん、モンテスキューは厳格な風土決定論者ではないが、その傾向はある。政体を風土に結びつけ、専制をアジアに適合的なものとすることは、専制からの脱却を不可能と考えるに等しいが、これは理性の進歩の観念に依拠する啓蒙の普遍主義の立場からは承認できないと言うのである。

第2に、モンテスキューの君主政論は、ヨーロッパの諸国の中でもフランスをモデルにして構築されているが、ヴォルテールによれば、これ

(66) *Dictionnaire Philosophique, O. C.*, t.20. p.2.

(67) *L'A, B, C., op. cit.*, p.323.

(68) *Ibid.*, p.324.

(69) *Ibid.*.

は君主政の本来の意味をとらえ損なっている。

ヴォルテールは、『評注』において、「君主政の語は、本来、専制君主 despoteのそれに優位する力の観念を含んでいた。それは、君主、支配、権力を意味していた。そして中間的権力を排除していたように思われる⁽⁷⁰⁾」と述べ、「私は、著者（モンテスキュー：引用者）に、何故貴族が君主政の本質なのかを理解させてほしかった。貴族は、ドイツにおけるように封建制の本質ではないのか、またはヴェネチアにおけるように貴族政の本質ではないのか⁽⁷¹⁾」と批判する。

王党派・ヴォルテールからすれば、モンテスキューはThèse nobiliaireの立場である。そこで、君主政は貴族を含まないのであって、貴族という中間権力を含ませるモンテスキューの君主政の定義はおかしいと、ヴォルテールは言う。そして、貴族は世襲的特権を有する人間団体であり、君主政の中に存在しなければならないものではない批判するのである。

さらに、モンテスキューは、『法の精神』において、ローの改革を、「ロー氏は、共和政の国制についても、君主政の国制についても、君主政の国制についても等しく無知であったことによって、ヨーロッパでなお見られる専制政治の最大の唱道者たちの一人となった。彼の行ったあの唐突で異常で前代未聞の変革のほかに、彼は中間身分を排除し、もろもろの政治団体を根絶しようとした⁽⁷²⁾」と批判し、そのうえで、「法律の保管所」は「君公顧問会議」であってはならないとして、高等法院擁護に転じる。そして、「売官制は君主国家においては良い制度である。なぜなら、それは徳のためには行おうとしない事を家業としてなさしめ、

(70) *Commentaire sur l'Esprit des lois, op. cit., p.409.*

(71) *Ibid., p.410.*

(72) Montesquieu, *op. cit., p.248.* 前掲訳書、上、66頁。

各人をその義務に向かわしめ、国家の諸身分をより永続的にするからである⁽⁷³⁾」と、官職売買を正当化する。

言うまでもなく、モンテスキューにおける君主政の原理は「名誉」であるが、それは、貴族身分と官職売買の正当化に結びつく。

これに対して、ヴォルテールは、『哲学辞典』のなかで次のように批判する。

「この恥ずべき数行を書いたのはモンテスキューなのか。なんということだ。フランソワ一世の愚行がその財政を混乱におとしいれたが故に、かれは、人間の財産と名誉と生命について決定する権利を無知な青年に売る必要があったのだ。なんということか。この恥辱が君主政では良いものとなり、司法官の地位が家業になるとは⁽⁷⁴⁾！」

さらに、『A・B・C』においては、次のように言う。

「神聖ローマ帝国の法律の委託所は、君候たちの手中のレーゲンスブルグ議会にある。法律の委託所は、イングランドでは上院であり、スウェーデンでは貴族たちの構成する上院である⁽⁷⁵⁾。……」

「政治法と分配的正義の法を区別する必要がないであろうか。政治法は国家の主要な成員を監視人としてもつべきではないのか。君のものと私のものの法、刑法は、立派に作成され印刷されるだけでよい。その受託所は本屋にあるべきである⁽⁷⁶⁾。」

そして、売官制度については、「この連中は世界で最大の商人である

(73) *Ibid.*, p.305.同書154頁。

(74) *Dictionnaire Philosophique, op. cit.*, p.2.

(75) *L'A, B, C., op. cit.*, p.320.

(76) *Ibid.*.

う。なぜなら、かれらは人間を裁く権利をすら売買するのだからである⁽⁷⁷⁾」と批判する。

ヴォルテールが、君主政の本性を中間権力におき、その原理を「名誉」とするモンテスキューの君主政論を執拗に批判するのは、それが貴族の特権擁護に結びついていると見るからである。

周知のように、フランスの国制の起源をめぐる論争においては、モンテスキューはゲルマニストの立場に立つが、ヴォルテールは、ロマニストに近い立場から批判しているわけである。『哲学辞典』における「法の精神」の項において、モンテスキューのデュボスDubos批判に対して、反論をしている。

モンテスキューは、『法の精神』第5部第30編「王国の成立との関係におけるフランク族の封建制の法律の理論」において、フランス国制の成立において、フランク族によるローマ帝国の征服に決定的重要性を置く観点から、フランスの王権とローマ帝国との連続性を強調するデュボス批判を展開しているが、ヴォルテールは、モンテスキューの「誤読」を指摘しつつ、デュボスの側に立っている⁽⁷⁸⁾。が、このフランス王国の起源に関わる論争問題については、筆者の能力を超えているので指摘するにとどめておく⁽⁷⁹⁾。

第3に、ヴォルテールは、イングランドの国制の理解も、モンテスキューは誤っていると批判する。

「中間的、従属的そして依存的な諸権力が君主政体の本性を構成する」とするモンテスキューは、イングランドの議会在が、領主裁判権を廃止し

(77) *Ibid.*, p.323.

(78) *Dictionnaire Philosophique*, *op. cit.*, p.p.11-13.

(79) ロマニストとゲルマニスト論争とモンテスキューとの関わりについては、川出、前掲書を参照。

ようとしたことを取り上げ、「ある君主国において、領主、聖職者、貴族および都市の特典を廃止して見たまえ。ほどなく、民衆国家か、さもなくば、専制国家が出現するであろう⁽⁸⁰⁾」と、領主裁判権・教会裁判権あるいは聖職者権力は、専制に向かう君主国においては、妥当なものであり、専制政治を制限するものなら悪でさえ善であるという。そして、「イングランド人は、自由を促進するために、君主政を形成している中間的権力を取り除いた⁽⁸¹⁾」と言う。モンテスキューが言おうとしているのは、イングランドでは自由を助長するために中間諸権力を取り除いたことによって、自由が危機に瀕しているということであり、それ故、「万一その自由を失うにいたるならば、かれらは地球上で最も奴隸的な民族の一つになるであろう⁽⁸²⁾」と言う。

ヴォルテールは、『哲学辞典』、『A・B・C』、『評注』において、「イングランド人は、自由を促進するために、君主政を形成している中間的権力を取り除いた」という『法の精神』の一節を繰り返し批判する。ここでは、『評注』の一節だけを挙げるが、「反対にイングランド人は、精神的・世俗的貴族seigneurの権力を合法化し、下院の権力を増加させたのだ⁽⁸³⁾」と述べている。

イングランドでは、君主権力は貴族権力を温存しているが、庶民＝下院の権力の強化によって、権力の均衡が図られているという主張である。これは、初期の『哲学書簡』において、自由の国イングランドのシステムを国王・貴族・庶民の協同に求めたヴォルテールの基本的立場であると言ってよいが、問題は事実認識だけではなく、やはり、「中間的、従

(80) Montesquieu, *op. cit.*, p.247.前掲訳書65頁。

(81) *Ibid.*, p.248.前掲訳書66頁。

(82) *Ibid.*. 同所。

(83) *Commentaire sur l'Esprit des lois, op. cit.*, p.413.

属的そして依存的な諸権力が君主政体の本性を構成する」とする、モンテスキューの貴族的立場あるいはThèse nobiliaireである。

国王・貴族・庶民の協同のもとでの自由の国イングランドを賛美したヴォルテールは、『法の精神』第2部第11編第6章の立法権力・執行権力・裁判権力の分類に基づくモンテスキューのイングランド国制論自体は批判しないが、「タキトゥスの驚嘆すべき著作『ゲルマン人の習俗について』を読んでもらえば、イングランド人がその政治体制の観念を引き出したのは、彼らゲルマン人であることがわかるであろう。この見事な組織は森の中で見出されたのである⁽⁸⁴⁾」という一節を、『哲学辞典』のなかで、「貴族院と庶民院、衡平裁判所が森の中で見出されたとは⁽⁸⁵⁾！」と批判する。『評注』では、「どうして、ドイツの森のなかにイングランド議会よりもレーゲンスブルグの上院を見出さなかったのか。レーゲンスブルグは、ロンドンよりも、ドイツで見出されたシステムから利益を得たようだ⁽⁸⁶⁾」と言う。モンテスキューのゲルマニスト・テーゼを批判するのである。

ところで、政体と風土との厳格な因果関係を認めないヴォルテールは、『哲学辞典』の「法律」の項目では、羊、蟻、ビーバーは共和国に向き、鶏、蜜蜂は君主国に向いているが、猿は、これらの動物と異なり「一定した基本的な法律のもとに集まっているようにみえない」し、人間は、猿以上に「統一した永続的な法律をもつことができない」と述べている。「諸君のなしうるようになしたまえ」というのが、自然の命じるところだと言う⁽⁸⁷⁾。

『A・B・C』では、君主政の起源についてAに次のように述べさせて

(84) Montesquieu, *op. cit.*, p.407.前掲訳書、上、306頁。

(85) *Dictionnaire Philosophique, op. cit.*, p.5.

(86) *Commentaire sur l'Esprit des lois, op. cit.*, p.435.

(87) *Dictionnaire Philosophique, op. cit.*, t.19, p.p.618-619.前掲訳書278-279頁。

いる。

小川をはさむ二つの集落が、言葉の行き違いから、抗争状態に入り、一方の集落において、力が強く巧妙な者が、仲間に働きかけて、他集落を襲撃する。その結果、戦利品をめぐる争いが生じるのだが、襲撃のリーダーが、首領・裁判官に選ばれる。人々はこの首領に服従するのに慣れ、首領は命令するのに慣れる。ここに、君主政の起源がある⁽⁸⁸⁾。

そして、「攻撃戦争が最初の王を作り、防衛戦争が最初の共和国を作った⁽⁸⁹⁾」と言う。しかし、最終的には、「土地は至る所で最強で最も巧妙な者のものになった⁽⁹⁰⁾」と言う。

ヴォルテールの基本的考え方は、規範的には、君主政よりも共和政が望ましいが、共和政は維持困難であり、君主政が不可避的に出現するというところであろう。それ故に、イングランド型の「王のもとでの共和国」が一つのモデルとされているのであるが、ジュネーブ共和国体験は、より共和政に傾斜する契機となったであろう。

そこで、ヴォルテールはモンテスキューの共和政論を各所で論じているのであるが、それは、ルソーの共和主義にも影響を与えた、その時代の共和主義論を代表するものだからである。

1777年9月20日のコンドルセへの手紙では、「官職売買にかんして、叔父から地方の法院長の職を買ってもらった巧妙で変人のペテン師」とモンテスキューに悪罵を浴びせながらも、モンテスキューにおける「共和主義精神」には注意しているように思われる⁽⁹¹⁾。しかし、『断章』でも見たように、ヴォルテールの共和政論は、モンテスキューの共和政論

(88) *L'A, B, C., op. cit.*, p.p.343-344.

(89) *Ibid.*, p.344.

(90) *Ibid.*, p.345.

(91) A CONDORCET, le 20 septembre 1777.前掲訳書1266頁。

とは異なるのである⁽⁹²⁾。

2. 共和政をめぐる

モンテスキューにおいて、共和政の本性は、人民が全体として、あるいは人民の一部だけが最高権力をもつところの政体であり、その原理は「徳」である。共和政においては、教育の全ての力が必要とされるが、それは、政治的徳とは自己犠牲であり、極めて骨の折れることだからである。この「徳」とは法律への愛、祖国愛であり、自分自身の利益より公共の利益を常に優先させることを求める。とりわけ民主政においては、共和国への愛は民主政への愛であり、民主政への愛は平等への愛である。さらにそれは質素への愛である⁽⁹³⁾。

ただし、モンテスキューは、共和政と商業が両立不可能とは見ていない。彼は、ギリシャにおける二種類の共和国、スパルタのような軍事的共和国と、アテナイのような商業的共和国を区別する。その際、商業の精神は、質素、儉約、節度、労働、賢明、平穩、秩序および規則の精神を導き、この精神が存続する限り、富はなんら悪い結果をもたないので、共和国の習俗は腐敗することはないと言う⁽⁹⁴⁾。とはいえ、「徳」を原理とするモンテスキューの共和政のモデルは、古代ギリシャの都市国家の中でもスパルタに近いように見えるが、やはり共和政ローマであろう。

ヴォルテールは、『断想』のなかで、モンテスキューが共和政の原理を「徳」に置き、君主政の原理を「名誉」としたことを批判し、「共和国は徳に基づくのではない。他者の野心を抑制しようとする野心に基づ

(92) モンテスキューの共和政論については、安武真隆「モンテスキューと共和主義」(田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』、名古屋大学出版会、2006年)を参照。

(93) Montesquieu, *op. cit.*, p.267.前掲訳書、上、95-96頁。

(94) *Ibid.*, p.280.同書117頁。

く。…そこから、平等を最大限保存する法律が形成される」と述べていたが、この点は、繰り返し述べられる。

『A・B・C』では、「共和政の原理は徳である、名誉は君主政の原理である」というのは空想的区別であるとして、次のように言う。

「徳によって共和国が形成されたことはなかった。公益は一人の支配に対立した。所有の精神、各個人の野心は、野望や略奪の精神への歯止めであった。各市民の自尊心が隣人の自尊心を監視した。誰も他人の気紛れの奴隷になろうとは思わなかった。そこに、共和政を設立し、維持するものがある⁽⁹⁵⁾。」

『評注』でも次のように述べている。

「あなた（モンテスキュー引用者）は、君主政は名誉に基づき、共和政は徳に基づくと常に言う。私はあえて、すべての統治において徳と名誉は存在するのだと言いたい⁽⁹⁶⁾。」

「私は、徳は、アテナイ、ローマ、サン・マラン、ラグズ、ジュネーヴの創設に何の貢献もしなかったと言いたい。共和国は可能なときに始められる。そのとき、各市民の野心、虚栄、利益は、隣人の野心、虚栄、利益を監視する。各市民は、自分が投票した法律に自発的に服従する。もし、共和国に10,000人のブルジョワがいるなら、各市民は10,000万分の1主人である国家を愛する。そこにはなんら徳は存在しない。ジュネーブが、領主と司教の頸木を揺るがしたとき、徳はこの冒険には混じっていなかった⁽⁹⁷⁾。……」

(95) *L'A, B, C., op. cit.*, p.322.

(96) *Commentaire sur l'Esprit des lois, op. cit.*, p.426.

(97) *Ibid.*, p.427.

ヴォルテールにおいては、共和主義精神は独立・自律の精神なのであり、「徳」は共和政の樹立にも維持にも貢献しない。共和政の維持は、市民の相互抑制と法律への服従に基づく。ヴォルテールが考える共和政とは「徳」に基づかない共和国なのである。

共和政をめぐる第二の論点は、共和政と商業をめぐる問題である。先に見たように、モンテスキューは共和政と商業とは必ずしも対立しないし、商業の精神は必ずしも共和国の習俗を腐敗させないと考えていた。けれども、「徳」を共和政の原理とするモンテスキューの共和政論は、どうみても商業的共和国アテナイではなく、軍事的共和国スパルタをイメージさせるし、商業と軍事の両要素をもつものとしての共和政ローマがやはりモデルとなっているであろう。それにしても、ヴォルテールからすれば、モンテスキューは、共和政における商業を過小評価していると映じる。

『哲学辞典』では、『法の精神』第4部第21編第14章「商業に対するローマ人の天分について」における、「ローマ人の商業に対する執着が指摘されたことは決してない。彼らがカルタゴを攻撃したのは敵対国民としてであって、商業国民としてではなかった⁽⁹⁸⁾」という一節に対して、「賢者ユエHuetが古代人の商業についての本のなかで証明しているように、(彼らがカルタゴを攻撃したのは)商業的で戦争好きの国民としてであった。第一次ポエニ戦争のはるか以前から、ローマ人が商業に熱心であったことを、彼は証明している⁽⁹⁹⁾」と言う。

さらに、第11章「カルタゴとマルセイユ」における「第一ポエニ戦役を終結させた条約を見ると、カルタゴは主として制海権の保持に意を用

(98) Montesquieu, *op. cit.*, p.632.前掲訳書、中、271頁。

(99) *Dictionnaire Philosophique, op. cit.*, t.20. p.p.8-9.

い、ローマは制陸権を維持することに意を用いていたことがわかる⁽¹⁰⁰⁾という一節に対しては、「この条約はローマ510年のものである。そこでは、カルタゴはイタリア近くの島の島にも航海できないこと、シチリアからは撤退することが述べられている。このように、ローマ人は制海権を持っていたのであり、そのために戦争した。だから、モンテスキューは最もよく確証される歴史的真理をまさに逆にとらえたのだ⁽¹⁰¹⁾」と言う。

こうして、「“商売上の理由でmercimonii causa”という言葉だけでも、ローマ人が共和国の誕生以来商業の利益に関心をもっていたことを証明している⁽¹⁰²⁾」のであり、「モンテスキューが古代と近代の商業について述べたことはすべて誤っている⁽¹⁰³⁾」と、ヴォルテールは言う。

さらに、富と共和政の関係について、『法の精神』第3部第18編第1章における「アッティカの土地の不毛さは、そこに民衆支配の政体を打ち立て、スパルタの土地の肥沃さは、貴族政体を打ち立てた⁽¹⁰⁴⁾」という一節に対して、ヴォルテールは「どこからこのような空想が生まれたのか。今日では、われわれは、奴隸的アテナイから綿、絹、米、小麦、油、皮を受けついでいるのに、ラケダイモン人の国からは何もない。アテナイはラケダイモンより20倍豊かであった。……政府の形態を土地の肥沃さに結びつけてはならない。……貧しいスウェーデンは君主政の頸のもとにあったし、肥沃なポーランドは貴族政であった⁽¹⁰⁵⁾」と言う。

また、『法の精神』第3部第17編第6章における「アジアでは、常に大帝国が形成された。ヨーロッパでは、大帝国は決して存続できなかつ

(100) Montesquieu, *op. cit.*, p.p.628-629.前掲訳書、中、265頁。

(101) *Dictionaire Philosophique, op. cit.*, t.20. p.9.

(102) *Ibid.*.

(103) *Ibid.*.

(104) Montesquieu, *op. cit.*, p.531.前掲訳書、中、116頁。

(105) *Dictionaire Philosophique, op. cit.*, t.20. p.10.

た。それは、われわれの知っているアジアがより広大な平原をもっているからである⁽¹⁰⁶⁾」という一節に対しては、「ローマ帝国は500年間存続したし、トルコ帝国は1453年以来支配しているではないか⁽¹⁰⁷⁾」と言う。

ヴォルテールからすれば、政体は、商業の発展、土地の肥沃さや国土の広狭とは因果的關係はない。商業的で豊かな共和国はありうるのである。

『A・B・C』では、『法の精神』第1部第4編第8章における「結局、すべての下賤な商業は、ギリシャ人においては恥ずべきものであった⁽¹⁰⁸⁾」という一節に対して、「下賤な商業によってモンテスキューが何を言おうとしているのか私にはわからない。しかし、私は、アテナイでは全市民が商業を営んでいたことを知っている。……労働者の多くは外国人か奴隷であった。商業は、スパルタを除いて、全ギリシャの共和国において品位dignitéと両立しないものではなかった。スパルタはどんな商業も持たなかった⁽¹⁰⁹⁾」と、ヴォルテールは主張する。

ギリシャでは、スパルタを除いて、商業的共和国が普通であったし、共和政と商業とはなんら対立しないのである。そして、商業と品位とは両立可能なのである。

なお、ヴォルテールは、モンテスキューが、共和政における商業だけでなく、ギリシャ、アテナイの文化や習俗を誤解していると批判する。煩雑になるので、一例だけ挙げよう。

『法の精神』第1部第7編第9章「種々の政体における婦人の境遇について」では、モンテスキューは、ギリシャでは「愛は口にすることもで

(106) Montesquieu, *op. cit.*, p.529.前掲訳書、中、113頁。

(107) *Dictionnaire Philosophique*, *op. cit.*, t.20. p.11.

(108) Montesquieu, *op. cit.*, p.272.前掲訳書、上、102頁。

(109) *L'A, B, C.*, *op. cit.*, p.318.

きないような形しかとらず」と述べ、プルタルコスに「真の愛に関しては、婦人たちはなんら関与していない⁽¹¹⁰⁾」と言わせているが、『A・B・C』では、これはプルタルコスの歪曲した理解であって、「プルタルコスは、天上の愛と夫婦愛を賞賛し、婦人の誠実と勇気の多くの例を伝えている」のであって、「モンテスキューはギリシャの精神を中傷した⁽¹¹¹⁾」と言う。共和国、特にアテナイの習俗についてのモンテスキューの理解は間違っているというのである。

以上のように、ヴォルテールは、共和国は「徳」によって創られたのではないとして、アテナイのような商業的共和国を共和国のモデルと考えている。では、アテナイのデモクラシーは、どのように評価されているか。

モンテスキュー論の文脈ではないが、『哲学辞典』の「デモクラシー」の項目で、ヴォルテールは、ベイルBayleのアテナイ・デモクラシー批判、衆愚政治批判に対して、次のように擁護する。確かにソクラテス裁判や、戦勝の後、戦死者を葬らなかった6人の将軍が死刑に処せられた等、愚かしいことは行われたけれども、しかし、マケドニアの宮廷において行われたこととは比べるべくもないことである。「常に野心的な偉人たちの罪と、自由と平等しか欲しない、そして欲することができる人民の罪とは、通常比較すべくもないものである。自由と平等という二つの感情は、災厄、略奪、暗殺、毒殺、隣国の侵略等に導くことはない。しかし、野心的偉人と権力欲は、あらゆる時代と場所ですぐさま犯罪に向かうのである⁽¹¹²⁾」。

そして、アテナイでは、罪を犯した後で、民衆は常に改悛したし、刑

(110) Montesquieu, *op. cit.*, p.342.前掲訳書、上、211頁。

(111) *L'A, B, C., op. cit.*, p.317.

(112) *Dictionnaire Philosophique, O. C.*, t.18, p.332.

死者の名誉回復に努めたとして、次のように述べている。

「デモクラシーの大きい欠陥は暴政や残忍ではない。野蛮で獰猛な山岳の共和国はあったけれども、そうさせたのは共和主義精神ではなく、自然である。……

文明的な共和国の真の欠陥は、トルコの寓話におけるように、多くの頭と尻尾を持つ竜である。頭が多数あるから互いに妨げ合い、尻尾の多数は、すべてをむさぼるただ一つの頭に服従する⁽¹¹³⁾。」

そして、さらに次のように述べている。

「こうしてみると、共和主義的政府が最も自然であることが証明されよう。唯一人の統治に服従するためには、十分に洗練され、多くの試練を経る必要があるけれども⁽¹¹⁴⁾。」

「いつも、共和主義政府が王の政府よりも好ましいのかどうか尋ねられる。論争は常に、人間を統治することは非常に難しいということに落ち着く⁽¹¹⁵⁾。」

ヴォルテールは民主的で商業的なアテナイ・モデルの共和政を選択するけれども、やはり、「一人の政府」を持つ共和国、「王のもとでの共和国」が落ち着きどころとされている。

これは、ある意味で、モンテスキューの君主政論からゲルマニスト・テーゼと貴族権力擁護の要素を取り去り、かつモンテスキューの共和政論からはスパルタ・モデルとローマ・モデルではなくアテナイの商業的

(113) *Ibid.*, p.333.

(114) *Ibid.*, p.335.

(115) *Ibid.*.

共和国モデルを選択して、統合したようなものだと言えるかもしれない。

それは、モンテスキューの共和政論から見るとスパルタ・モデルに近い、共和政ローマ・モデルをとるルソーとは対立する⁽¹¹⁶⁾。

そこで、ヴォルテールにおける「徳」に基づかない民主的で商業的な共和国像を『共和主義理念』の中に探ることにしたい。

第3章 『共和主義理念』：ヴォルテールの市民政府論

『共和主義理念』は、先に言及したように、『哲学辞典』（1764年）と『A・B・C』（1768年）の間、P.ゲイの研究が明らかにしたように、ヴォルテールがジュネーブ事件に関与し、「ブルジョワ」への参政権拡大を支援していた時期のものである。

表題のとおり共和主義の立場を鮮明にしたこの時期のヴォルテールの政治思想を凝縮するものであり、全部で65の項目から成っている。構成は、IからXXVIIIまでの28項目が自説の主張、XXIXからXXXIXまでの11項目がルソー『社会契約論』の批判、XLからLまでの11項目が自説、LIからLXIIまでの12項目がモンテスキューの『法の精神』の批判、残り3項目が締めくくりとなっている。

確かに、『共和主義理念』は、ジュネーブ共和国における「ブルジョワ」への参政権拡大を支援していた時期のものであって、これは、相当に影を落としているが、しかし、P.ゲイが言うように、他方では、ジュネーブ共和国体験という特殊な事象から一般的に適用可能なりべらるな立場を発展させようとする傾向も見られるのであって⁽¹¹⁷⁾、本稿が扱うの

(116) ルソーの共和政モデルについては、福田歓一「ルソーと古代モデル」、福田歓一著作集、第9巻、岩波書店、1998年（初出『思想』、1984年3月号）を参照。

(117) P. Gay, *op. cit.*, p.p.214-215.

は、この後者の側面である。この一般化志向は、ヴォルテールのルソー『社会契約論』批判という問題に関連してくる。ただし、ヴォルテールには、ルソー『社会契約論』を体系的に扱ったものはないし、モンテスキュー『法の精神』に対するほどまとまったものはない。『社会契約論』への書き込みが残されているにすぎない。ここでも、ルソー解釈と批判の妥当性の検討については本稿の課題をこえるので、立ち入ることはしない。

1. 市民政府論

まず、ヴォルテールは「専制」の批判から始める。

「純粋な専制は、人間の悪行に対する懲罰である。人間の共同体が一人または数人によって支配されているとすると、それは人間の共同体が自己統治する勇気も技術も持っていないからだ⁽¹¹⁸⁾。」

ヴォルテールによれば、恣意的に統治される人間社会は、主人に奉仕するために頸木を付けられた牛の一群に似ている。人民は、愚劣さや分裂によって、一人の同胞によって支配されたり、征服者と呼ばれる盗人によって支配されたりするが、この盗賊は、人民を支配するために祭壇を創るようになる。隷属した人民は、盗賊の子供たちの中に神の種族を見、その権威を試すことを冒瀆と考えたり、自由になるためのちょっとした努力も瀆神と見なすようになる。

そして、最も馬鹿馬鹿しく恥ずべき専制は、司祭たちの専制であり、最も犯罪的なのは、キリスト教の司祭たちの支配empireである、とカトリック教会批判をヴォルテールは展開する。ローマの司祭たちは、かれらの支配と忌むべき宗派を全ヨーロッパに送り、ドイツでは、人民の

(118) *Idées Républicaines par un member d'un corps, O. C., t..24, p.413.*

父であるべきなのに、抑圧者になった。武力による征服者にはまだしも勇気があったが、司祭たちは、狡猾によって、人民を服従させた。

人民の自己統治能力の欠如が専制を招くとするヴォルテールは、この武力と宗教による専制に対して、市民政府 *le gouvernement civil* 及び共和国の観念を対置する。

まず、市民政府と教会は分離され、教会規則も政府によって作成されなければならない。そして、次のように言う。

「市民政府は、全員が形成した法律に基づき、一人または数人によって執行される全員の意思である⁽¹¹⁹⁾。」

「政府を構成する法律はすべて、野心に対抗して作られる。至る所、地を氾濫するこの奔流に抗する堰を設けることが考えられた。このようにして、共和国では、最初の法律は各団体の権利を定める。このように、王は、臣下の特権を保存することを王冠に誓う。ヨーロッパではデンマークの国王だけが、法律によって、法律のうえに立っている。1660年の身分議会は、王を絶対的裁定者と宣言する。かれらは、デンマークが一世紀以上にわたり、賢明で公正な王を有することを期待したように思われる。おそらく、何世紀か後には、この法律を変更しなければならないだろう⁽¹²⁰⁾。」

市民政府においては、全員が形成した法律に基づき、全員の意思が一人または数人によって執行されるのであるが、第二パラグラフにあるように、ヴォルテールは王制の廃止は考えていない。全員が形成した法律あるいは最初の法律、つまり憲法に基づき、各団体の権利が定められ、

(119) *Ibid.* p.416.

(120) *Ibid.*.

王もそれに従うのである。やはり「王のもとでの共和国」が考えられていると言ってよい。王も法律に従い、それによって各人の自由も保護されるのであり、この法律は全員が形成する。そして、法律が曖昧なときには全員が解釈しなければならない。全員が公布したからである。

ところで、法律は、時代が変われば変更しなければならない。アカデミーが司祭たちによってのみ構成され、かれらだけが科学の特殊用語をもっていた時代には、かれらが教師を任命することも妥当であったが、それは愚者の行政policeであった。俗人が啓蒙された今日では、市民の権力が、全教授職の任命権を持つべきであろう。

さらに、ヴォルテールは続ける。

「奢侈禁止法は、技芸が未発達で貧しい共和国においては良きものだが、共和国が勤勉で豊かになったときには馬鹿げたものになる。……それは自然権によって財をなした人から財の享受を奪うことだ。それは、産業を窒息させ、富者も貧者も害する⁽¹²¹⁾。」

「貧者のぼろ服と同様富者の衣服も規制すべきではない。両者は等しく市民であって、等しく自由でなければならない。各人は能力に応じて衣食住を満たす⁽¹²²⁾。」

共和国は技芸が未発達で貧しいときには奢侈を禁止しなければならないが、私的所有に基づく経済活動の結果として産業が発達した時代においては、奢侈を禁止することは産業を阻害し、富者も貧者も害を受ける。富者の奢侈を禁じることは、貧者の職を奪うことになる。ヴォルテールが奢侈弁護論の立場であることは言うまでもないが、ヴォルテールは、

(121) *Ibid.* p.417.

(122) *Ibid.*.

ルソーやモンテスキューと異なり、共和国は質素でなければ維持できないとは考えない。産業の発達した豊かな共和国は可能であると考え、貧富の不平等があっても、貧者も富者も平等に市民であり、自由であると考え。

さらに、ヴォルテールの考える共和国は宗教的寛容と思想の自由が確立された共和国である。

「共和国が宗教戦争のただ中で創られて、敵対党派を追放したとするなら、それは賢明な行為だ。それは、その国が、自国をペスト患者に取り巻かれた国と見て、ペストの伝染を恐れたからである。しかし、この目眩のする時期が過ぎて、寛容がヨーロッパの正直な人々の教理になる時には、富をわが国にもたらず人に対して、「あなたの宗教は？」と問うことは馬鹿げたことだ。金、貨幣、産業、才能は、どんな宗教にも属しない⁽¹²³⁾。」

「この名に値する共和国では、思想を公表する自由は市民の自然権である。市民は声も筆も用いることができる。話すこと、書くことは禁じられてはならない。それが君主国イングランドの法律であり、そこでは人々は、より啓蒙されているから自由なのだ⁽¹²⁴⁾。」

技芸と産業が発達し、宗教的寛容と思想の自由が確立された共和国は小国でしか実現されないのだろうか。

「全ての共和国のうち、最も小さいものが、最も幸運であるはずのように見えよう。それが置かれた条件によって自由が保障され、隣人の利益がそれを保存することであるようなときにはそうである。運動

(123) *Ibid.* p.418.

(124) *Ibid.*.

は、大きい機械よりも小さい機械においていっそう容易で一様になるはずであろうし、大きい機械においては、バネはいっそう複雑で、一層激しい摩擦が機械の動作を中断させるからである。しかし、高慢が全員の頭の中に生じ、同朋に命令する興奮が人間精神の支配的情念になるとき、より近くで互いを見ると、いっそう憎み合うようになるとき、しばしば小国も大国以上に混乱するものである⁽¹²⁵⁾。」

ヴォルテールによれば、小共和国には一定の条件が必要であるし、小共和国の方が大共和国以上に混乱するときがあるのである。

ここで、ヴォルテールは『断想』を修正している。『断想』では、「大きい機械においては、バネはいっそう複雑で、一層激しい摩擦が機械の動作を中断させるから」の後に、「国家についても同様である。中国はルッカ共和国のように統治できない」という文章が続いていたが、『共和主義理念』においては、「しかし、高慢が……小国も大国以上に混乱するものである」とされているからである。

この混乱の治療は「理性」によるしかないのであるが、情念が鎮静し、二つの党派が最悪の事態を恐れて主張を少し和らげるまでには、時間が必要である。もちろん、小共和国には利点がある。

「小共和国においては、大共和国以上に、人民は傾聴されなければならない。4000人の総会よりも、1000人の総会の方が、理性の声を聞かせるのが容易だからである。だから、ヴェネティアを統治することには多くの危険が伴うであろう。それは、長期にわたり、オスマン帝国との戦争に耐え、風車一つしか得るものはなく、それも返すことを強制された国である⁽¹²⁶⁾。」

(125) *Ibid.*.

(126) *Ibid.* p.418.

ヴォルテールにおいては、共和国は小国にふさわしいかもしれないが、小共和国の方が混乱が大きいこともある。しかし、人民の声を聞くこと、つまり理性的合意の確立には、できるだけ小規模のほうがよいのである。では、規模の大きい共和国は不可能なのか。ヴォルテールは不可能だとは考えていない。

『社会契約論』の著者が、全イングランド人民が議会で議席を持つべきだ、イングランド人民の権利が議員を通じて議会で代表されることになるときには自由でなくなると述べているのは、奇妙である。彼は300万人の市民がウェストミンスターに意見を述べに来ることを望んでいるのだろうか。スウェーデンの農民は、議員による以外に、自分で出向くのだろうか⁽¹²⁷⁾。

イングランドもスウェーデンも「王のもとでの共和国」に分類されるものであるが、そこでは代表制によって統治が行われるのである。

以上のように、ヴォルテールの市民政府＝共和国は、奢侈も禁じられることのない、商業と産業が繁栄した共和国、宗教的寛容と思想の自由が確立された共和国である。それは、代表制をもつ共和国である。こうして、それは明らかに『社会契約論』が描く共和国とは対立する。

そこで、ヴォルテールの『社会契約論』批判を、項を改めて見ておこう。

2. ルソー『社会契約論』の批判

『社会契約論』批判は、『共和主義理念』では、先の代表制をめぐる点の他は極く限られている。しかし、『社会契約論』への書き込み⁽¹²⁸⁾にお

(127) *Ibid.* p.419.

(128) 本稿では、*Voltaire's marginalia on the pages of Rousseau*, ed. by G. R. Havens, Burt Franklin, 1933.を使用する。

いては、ほぼ全面的批判が行われている。特に、全面譲渡、市民観念、民主政論、共和政論、市民宗教論に絞ってみておこう。

第1に、『社会契約論』第1編第1章における「しかし、社会秩序は神聖な権利であり、他のあらゆる権利の基礎として作用する。ところが、この権利は自然から出て来るものではなく、したがって、いくつかの約束にもとづくものである⁽¹²⁹⁾」という一節に対して、ヴォルテールは、「これは混乱していて曖昧だ。社会秩序の権利は、自然から来る。自然がわれわれを社会的存在として創ったならば⁽¹³⁰⁾」と書く。

また、第1編第2章における「あらゆる社会のなかで、もっとも古く、そして唯一自然な社会は、家族という社会である⁽¹³¹⁾」という一節に対しては、「だから、この権利は自然から来る⁽¹³²⁾」と記し、「もし彼らがひきつづき結合したままであるなら、それはもはや自然にそうになっているのではなく、意志によってそうになっているのである。したがって、家族でさえ、約束によらなければ持続しない⁽¹³³⁾」という一節に対しては、「しかし、この約束は自然によって指示されている⁽¹³⁴⁾」と記している。

周知のように、ヴォルテールはルソーの『人間不平等起源論』（1755年）に対して、「あなたの作品を読んでいると、四つ足で歩きたくなります⁽¹³⁵⁾」と書き送った。啓蒙主義者ヴォルテールと文明社会の批判者ル

(129) J.-J. Rousseau, *Du Contrat social*, 1762, *Œuvres complètes III, Bibliothèque de la pléiade*. p.352. 作田啓一訳『社会契約論』、『ルソー全集 第五巻』、白水社、1979年、110頁。

(130) Voltaire's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit., p.40.

(131) J.-J. Rousseau, op. cit., p.352. 前掲訳書110頁。

(132) Voltaire's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit., p.41.

(133) J.-J. Rousseau, op. cit., p.352. 前掲訳書111頁。

(134) Voltaire's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit., p.41.

(135) A J.-J. Rousseau, le 30 août 1755, *Œuvres*, t.38., p.447. 『ヴォルテール書簡集』562頁。

ソーとの対立を端的に示すエピソードであるが、ヴォルテールからすれば、社会は人間の自然に基づくものであって、自然に対立するものでも、外的に付け加わるものでもなく、人為的に構成されるものでもないのである。だから、第1編第6章「社会契約」における「この諸条項は、よく考えてみれば、すべてがただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員は自分の持つそのすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡することである。というのは、第一に、各人は自分のいっさいを与えるのだから、すべての人にとって条件は等しく、また、条件がすべての人にとって等しいのだから、だれも他人の負担を重くすることに関心を抱かないからである⁽¹³⁶⁾」という一節に対しては、次のように言う。

「これは間違っている。私は無条件に私を同胞に与えることはない。多数決によって、私を殺す権力や私から奪う権力を与えることはない。私は同胞を助けたり助けられたり、裁判をしたりされたりすることには服従する。他の約束はしない⁽¹³⁷⁾。」

ヴォルテールにとって、自然権は譲渡できないものだからである。

第2に、社会契約によって構成される共和国の市民の観念について、ルソーは、社会契約によって形成される公的人格は、かつては都市国家と呼ばれていたが、今では共和国または政自体と呼ばれるとして、その構成員は、集合的には人民と呼ばれ、主権に参加するものとしては市民、国家の法律に服従するものとしては臣民と呼ばれるとする。そして、市民には注を付け、この語の真の意味は近代人においては見失われ、都会villeが都市国家citéと、都会の住民が市民と取り違えられていると言う。そして、J. ボダンにおいても、市民とブルジョワが取り違えられてい

(136) J.-J. Rousseau, op. cit., p.360-361.前掲訳書121頁。

(137) Voltaires's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit., p.44.

るとしたうえで、「私の知るかぎりでは、他のいかなるフランスの著者も、この市民という語の真の意味を理解してはいない⁽¹³⁸⁾」と言う。

これに対して、「なんと哀れな。そこには理解困難なものはないのに。フランスには地方自治体政府le gouvernement municipalが存在する。パリ市民はパリ市長を選び、カルティエ住民は町役人を選ぶ。商人団体は、執政者を選ぶ。だから、ロンドンでは都市^{シテ} citéは都会^{ヴィル}とは異なるのだ⁽¹³⁹⁾」と、ヴォルテールは言う。

主権に参加するものが市民であるという古代共和国の市民概念をルソーが復活させようとするのに対して、ヴォルテールは、今日でも、パリでも、商人団体でも、構成員が執政者を選んでおり、それが市民ではないかというのである。

第3に、共和国も民主政も小規模で貧しい国に相応しいとは限らない。

ルソーは、『社会契約論』第3編第8章において、「君主政は富裕な国民にのみ適し、貴族政は富においても大きさにあつても中位の国家に適し、民主政は小さな貧しい国家に適する⁽¹⁴⁰⁾」と言う。これに対して、ヴォルテールは次のように言う。

「この『社会契約論』においては、君主政は富裕な国に相応しく、貴族政は、栄光においても富においても中規模国に、民主政は小国で貧しい国に相応しいと、されている。

しかし、14世紀、15世紀、16世紀の初めには、ヴェネチア人は唯一豊かな人民であり、今でも豊かである。しかし、決して君主政ではなかったし、今後もそうならないだろう。共和政ローマもスキピオからシーザーの時代まで豊であった。……豊かで創意工夫に富んだアテ

(138) J.-J. Rousseau, op. cit., p.360-361.前掲訳書123頁。

(139) Voltaires's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit., p.44.

(140) J.-J. Rousseau, op. cit., p.415.前掲訳書186頁。

ナイは民主政であった⁽¹⁴¹⁾。」

商業と産業の繁栄は、必ずしも君主政の採用を結論づけるのではなく、産業と商業の繁栄した共和国は可能であるし、民主政もまた可能である。ヴォルテールがモデルとしているのは、やはりアテナイ民主政であろう。

そして、第4に、ルソーが主権は譲渡されないのと同じ理由で代表されないとして、イングランドにおける代議制を批判する（『社会契約論』第3編第15章）のに対して、先に見たように、ヴォルテールは規模の大きい共和国では代表民主政が相応しいと考える。

第5に、市民宗教について。

ヴォルテールによれば、「『社会契約論』という本を注意深く読む労苦を払えば、誤りや矛盾のない頁は1頁もない⁽¹⁴²⁾」。その典型が、市民宗教論であると言う。

『社会契約論』第4編第8章の「市民の宗教について」において、ルソーは「互いによそよそしく、ほとんどいつも敵対している二つの人民が、同一の主人を認めることは長いあいだできなかつた。交戦中の二つの軍隊が、同じ指揮官に従うことができないように。こうして、諸国民の分立から多神教が生まれ、また多神教から神学的な不寛容と社会的な不寛容が生まれた。この二つの不寛容は次に述べるようにもともと同一のものである⁽¹⁴³⁾」と言う。

これに対して、ヴォルテールは、次のように言う。

「ギリシャ人やローマ人、偉大なギリシャの人民は、戦争をしながらも、同じ神々を認めていた。……キリスト教徒たちは、戦争をしな

(141) *Idées Républicaines, op. cit.*, p.419.

(142) *Ibid.* p.423.

(143) J.-J. Rousseau, *op. cit.*, p.460.前掲訳書239頁。

がら、同一の神を崇めていた。ギリシャとローマの多神教は、戦争から生まれたのではない。かれらは、一緒に解決しなければならないものをもたなくなる前に、多神教であった。さらに、かれらにおいては、社会的不寛容も神学的不寛容も存在しなかった⁽¹⁴⁴⁾。」

ギリシャ、ローマの多神教世界では、寛容が支配していたと言うのである。

そして、「それゆえ、純粹に市民的な信仰告白が必要であり、その箇条を定めるのは主権者の役割である。その箇条は厳密には宗教の教義としてではなく、それなくしてはよい市民にも忠実な臣民にもなりえないような社会性の感情として定められるのである⁽¹⁴⁵⁾」というルソーの市民宗教について、ヴォルテールは、「すべてのドグマは愚かしく致命的である。ドグマに依拠した強制は忌まわしい。信仰を命じることは愚かしい。善く生きることを命じることに限定せよ⁽¹⁴⁶⁾」と書き記している。

3. ヴォルテールの共和国

さて、『社会契約論』を批判したうえで、ヴォルテールは次のように言う。

「完全な政府が存在しなかったのは、人間が情念を持つからだ。しかし、人間が情念を持っていなければ、政府は必要ないだろう。すべての政府のうちで最も許容できるものは、疑いもなく共和政である。それは人間を自然の平等に最も近づけるからだ。すべての家長はその家の主人であるべきで、隣の家的主人であるべきではない。社会は多

(144) *Idées Républicaines, op. cit.*, p.423.

(145) J.-J. Rousseau, *op. cit.*, p.468.前掲訳書249-250頁。

(146) *Voltaire's marginalia on the pages of Rousseau, op. cit.*, p.68.

数の家とそれに結び付いた多数の土地から構成されているので、一人の人間がこれらの家と土地の主人であることは矛盾している。各主人が社会の善のために投票権を持つことは自然である⁽¹⁴⁷⁾。」

ヴォルテールにとって、君主政ではなく、共和国が最も許容できるものであり、それは、家と土地をもつ財産所有者を市民とするものである。だから、彼は次のように言う。

「この社会において家も土地も持たないものは、投票権を持つべきだろうか。彼らは、商人によって雇われた店員が商取引を決算する権利がない以上に、投票権を有しない。しかし、彼らは、サービスをを行ったのだから、また、組織の費用を負担したのだから、準成員になりうる⁽¹⁴⁸⁾。」

この時期、ヴォルテールは、ジュネーブ共和国の「ブルジョワ」の参政権獲得のための支援を行っていた。財産非所有者の参政権を排除するヴォルテールのブルジョワ性は明らかだが、この後、「ナティブ」の参政権獲得闘争の支援のなかで、ここに見られる立場はより民主的に修正されるであろう。『A・B・C』においては、次のように述べている。

「同じ国土に土地を持つ人は、この国土における秩序の維持にも平等に権利を持つ。私は、自由人が、かれらの住居を作るのと同様に、かれらが服して生活する法律を自ら作るのを見たい。私にとっては、私の家を建てるのを手伝った石工、大工、鍛冶屋、私の隣人の農民、友人の製造業者が、かれらの職業を越えて、公共の利益を知るようになることが、楽しみである⁽¹⁴⁹⁾。」

(147) *Idées Républicaines, op. cit.*, p.424-425.

(148) *Ibid.* p.425.

(149) *L'A, B, C., op. cit.*, p.347.

「この共同で統治される国は、一人の主人によって統治される場合よりも、豊かで、人口が多くなるはずである。というのは、各人は、ほんとうの共和国において、その財産所有と人格に自信を持ち、確信をもって自分のために働き、その生活条件を改善しながら、公共の条件を改善するからである。一人の主人のもとにおけるのとは反対のことが生じうるのである⁽¹⁵⁰⁾。……」

ヴォルテールにとって、共和国においては「自由人」の民主主義が行われ、君主国以上に共和国は豊かでありうるのである。こうして、『共和主義理念』においては、共和国の原理を「徳」に求めたモンテスキューが再び批判される。

モンテスキューにおいて、「名誉」は差異を際立たせることであり、君主政の原理とされるが、「ローマ共和政においても、執政官、勝利、喝采、王冠、胸像を人は求めたのであり、名誉が求められないような小共和国はありえない⁽¹⁵¹⁾。」

したがって、共和国においても市民は「名誉」を追求するし、商業をも営む。「すべての下賤な商業はギリシャ人においては忌まわしいものであった」とモンテスキューは言う。しかし、「下賤な商業とは何のことか。アテナイでは全市民が商業を行っていた。労働者の多くは外国人か奴隷であった。つまり、商業は、スパルタを例外として、ギリシャの共和国においては品位dignitéと両立しないものではなかった⁽¹⁵²⁾」と、ヴォルテールは言う。

「自由人」による、商業の共和国は、「品位」とも両立する共和国なの

(150) *Idées Républicaines, op. cit.*, p.425.

(151) *Ibid.* p.427.

(152) *Ibid.* p.429.

である。

以上のように、ヴォルテールの共和国は、商業的・産業的で、「徳」に基づかない、宗教的寛容と思想の自由が確立され、代表制に基づく市民政府をもつ共和国であった。そこでは、ジュネーヴ共和国だけではなく、イングランドという「王のもとでの共和国」がやはり参照されていたであろう。

しかし、1770年代のフランスにおける高等法院改革、チュルゴ改革に期待をかけていたけれども、P. ゲイも、そしてR. ポモーも言うように、ヴォルテールは、フランスにおいては、「下院Chambre des communesの創設」というイングランド型改革を提起することはなかったのである⁽¹⁵³⁾。

結びにかえて：残された問題

商業的共和国アテナイをモデルとするヴォルテールにおける共和国は、「徳」に基づかない、商業的・産業的で、宗教的寛容と思想の自由が確立され、代表制に基づく市民政府をもつ共和国である。敢えて大括りに言えば、モンテスキューの連合共和国論がアメリカ合衆国憲法の一つの源泉となり、ルソーの共和国像がフランスにおける「本来の共和国モデ

(153) 「ヴォルテールは王権をフランスの改革エンジンとして用いようとした。しかし、教育に強い信念を持った、ラディカルな文人として、この王権を世論の強い力でチェックし、指導しようとした。しかし、この世論は、実質的な議会と萌芽的な政党をもつ十分に幸運な国であるイングランドのような公式の制度に具体化されなかった。」(P. Gay, *op. cit.*, p.330.)、「彼はイングランドの代表制を賞賛する。方向への進化を唯一好ましいと考えていた。しかし、彼は決して、明確かつ協力に、下院がフランスで作られることを敢えて要求しなかった。」(R. Pomeau, *op. cit.*, p.27.)。

ル」の一つの源泉になったとすれば、ヴォルテールのそれは「本来の共和国モデル」を修正し、第三共和政期に確立する「改革された共和国モデル」の一つの源泉となると言えるかもしれない⁽¹⁵⁴⁾。

しかし、このヴォルテールの共和主義は幾つか曖昧な点を含んでいる。後のフランス共和主義において問題となる点でもあるが、二つ挙げておこう。

第一の問題は、ヴォルテールにおける「徳」に基づかない共和国は、どのようにして秩序づけられるか、あるいは永続可能なのかという点である。ヴォルテール自身が共和政の永続性に懐疑的であっただけに、この問題はやはり残るであろう。

ただし、ヴォルテールも一切の「徳」が不要だとは考えなかった。

「徳とはなんであるか。隣人に対する善行である。私に善を与えてくれるもの以外を私は徳と呼べるであろうか。あなたが貧乏な私に恵みを与え、私の危険を助け、だまされた私に真実を告げ、除け者の私をなぐさめ、無知な私を啓発してくれるならば、私は文句なしにあなたを有徳者と呼ぶであろう。

……

なんということか、隣人に有用なものだけを認めるのか。ああ、どうしてほかに徳を認められようか。われわれは社会に生きているのである。だから、社会の善となるものだけがわれわれにとっての真実の善である。……人間同士の徳は善行の交換である。この交換になんら参加しない人は問題外である⁽¹⁵⁵⁾。」

(154) この点については、Cf., É. Gojossa, *Le Concept de République en France (XVIe-XVIIIe siècle)*, Presses Universitaires d'Aix-Marseille, 1998.

(155) *Dictionnaire Philosophique, O. C.*, t.20.p. p.573-574.前掲訳書、397頁

祖国愛を基礎とする政治的徳ではなく、善行の交換という、いわば市場経済モデルに依拠した社会的徳は必要だと言うのである。

しかし、他方では、ヴォルテールは、教会権力と貴族権力という中間権力を批判する、中央集権論者であるから、国家と個人との二極の間の社会的なものをどのようにして創出していくかという点は明確ではない。もちろん、これは、革命後の19世紀の共和主義者が格闘する問題である。

第二に、ヴォルテールは確かに帝国と植民地主義を批判する⁽¹⁵⁶⁾。『カンディード』の中で、黒人奴隷に「おいらは着るものといったら、年に二度布の下ばきをもらうだけなんで。砂糖工場で働いていて、臼に指をくわれたら手を切られる、逃げようとすりゃ脚を切られる。おいら、こいつを両方ともやられたんだ。そのおかげで旦那方はヨーロッパで砂糖が食えるんですぜ⁽¹⁵⁷⁾」と言わせているのはよく知られている。しかし、モンテスキューの風土決定論を批判するものの、他方では、『歴史哲学』における次のような人種決定論を窺わせる文章もある。

「彼ら（黒人—引用者）の円い眼、平たくつぶれた鼻、つねに厚ぼったい唇、さまざまな形をした耳、頭髪の縮れ毛、さらには彼らの知能の程度さえもが、彼らと他の人種の間で驚くほどの差異があることを示している。その上、この差異が彼らの住む風土に由来するものでは

(156) 『ルイ十四世の世紀』では、次のように言う。「人智の進歩と、人間の凶暴性が結びつくため、二百年來、我々が軍をすると、惨禍の及ぶのは、ヨーロッパだけではない。金と命を惜しまず、我々はアジアやアメリカの果てまで行って殺し合う。インド人の社会へ、暴力と駆け引きで割り込むかと思えば、アメリカの原住民から、国を血で穢した上取り上げる……」(Op. cit., p.320.前掲訳書(一) 235頁)。「これを要するに、海陸の遠征は、ただ人類の不幸を招いたにすぎぬ。」(Ibid., p.321.同書237頁)。

(157) *Candide, O. C.*, t. 21, P.180.『カンディード』、吉村正一訳、岩波文庫、1956年、97頁。

ないことを証明する事柄がある。つまり、黒人たちは男も女も、たとえ極寒の地方に移住させられても、つねに彼らと同じ種類の生き物を生み出すし、ミュラートルmulâtreというのは、黒人男と白人女の間か、白人男と黒人女の中に生まれた雑種にすぎないのである⁽¹⁵⁸⁾。」

ヴォルテールの啓蒙主義は人種主義の壁を越えるだろうか、あるいは人権思想を貫くことができるだろうか。この点は、後の共和主義、特に第三共和政期の共和主義者に突きつけられた問題である。

(158) *Essai sur les mœurs et l'esprit des nations*, O. C., t.11,p.,6. 安斎和雄訳『歴史哲学』、法政大学出版局、1989年、8頁。